

2017年9月22日

日本航空株式会社
代表取締役社長
植木 義晴 殿

安全・安心の日本航空を築くために 合同団交を直ちに開催し統一要求に基づく整理解雇争議の早期解決を求める

私たちは、貴社がパイロット・客室乗務員 165 名を整理解雇した争議について、日本航空乗員組合、日本航空キャビンクルーユニオンの当該2労組(以下当該労組)が、提出した統一要求を支持するとともに、本要求に基づく争議の早期解決を求めて運動を進めてきました。

当該労組が統一要求を提出するとともに解雇問題に特化した合同団交の開催を要求してから間もなく 1 年を迎えようとしている今日においても、いまだ合同団交の開催を拒否している貴社の対応は極めて遺憾であり、改めて厳重に抗議を申し入れるものです。

昨年 9 月の最高裁の決定で、整理解雇の過程で貴社が行った争議権への介入が、不当労働行為であるとして断罪されました。これを受けて貴職名によるポストノティスが張り出されましたが、合同団交の拒否という新たな不当労働行為に踏み出す貴社の対応は、不当労働行為に不当労働行為を重ねるものであり、決して許されるものではありません。また、ポストノティスが張り出されたものの、この不当労働行為で当該労組や原告が被った権利侵害に対する回復措置は一切とられておらず、この件についても、貴職が責任をもって回復措置を講じるべきであります。

また、不当労働行為事件の判決確定により、ILO が中核的労働基準と定めている 8 条約の内、87 号と 98 号条約(結社の自由及び団結権の保護、団結権と団体交渉権の原則)に違反していることも確定しました。この間の貴社の対応は、ILO が 3 次にわたる勧告で、労使交渉に係わって指摘してきた事項をことごとく無視するものであり、勧告は全く履行されていません。こうした貴社の対応は、ILO87 号及び 98 号条約違反が確定した今日、国際的にも許されない行為であり、当事者間の話し合い解決を繰り返し求めて来た政府の国会答弁にも反するものです。

以上のような異常な状況を打開し、労使合意による争議の早期解決をはかる方策は、当該労組が要求しているとおり、解雇問題を専門に扱う合同団交を開催し、統一要求に基づき解決に向けて交渉を開始することであり、ます。

私たちは争議の早期解決を図り、貴社が全社一丸となって安全運航に取り組む万全な体制を築くとともに、国民から信頼される日本航空として再生することを願う立場から、あらためて下記のとおり要求します。

記

1. 当該労組が本件争議の解決交渉の場として要求している合同団交を直ちに開催すること。
2. 被解雇者の職場復帰など、当該労組が提出した統一要求に沿って本件争議の早期全面解決を図ること。
3. 本件争議を解決し、正常な労使関係を築くとともに、全社が一丸となって安全運航の確保に取り組む万全な体制を築くこと。

住 所	
団体名	
氏 名	

印